二　［略］
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。
イ　当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。
ロ　当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方の意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。
ハ　当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の相手方に割賦販売法第三十五条の三の三第一項に規定する個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方でこれを勧誘すること。

［九～十一　略］

（法第三十九条の二の主務省令で定める者）

第三十一条の二　法第三十九条の二第一項の主務省令で定める者は、法第三十九条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

2　法第三十九条の二第二項の主務省令で定める者は、法第三十九条第二項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、法第三十四条第一項各号に掲げる事項につき、故意に事実を告げないこと。

三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［号を加える。］

［九～十一　同上］

［条を加える。］

3　法第三十九条の二第三項の主務省令で定める者は、法第三十九条第三項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十一条の三　［略］

（令別表第四の二の項の主務省令で定める方法）

第三十一条の四　令別表第四の二の項の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　脱毛　光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法
二　にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
三　皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減　薬剤の使用又は糸の挿入による方法
四　脂肪の減少　光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法
五　歯牙の漂白　歯牙の漂白剤の塗布による方法

（特定継続的役務提供における禁止行為）

第三十九条　法第四十六条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　特定継続的役務提供等契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと。
イ　当該特定継続的役務提供等契約の相手方の年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。

（連鎖販売契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十一条の二　［同上］

［条を加える。］

（特定継続的役務提供における禁止行為）

第三十九条　法第四十六条第三号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［一～四　同上］

［号を加える。］